

北海道地域防災計画の修正概要について

(原子力防災計画編)

【修正年月日：平成 30 年 5 月 31 日】

1. 計画修正の趣旨

原子力防災訓練の実施結果を反映するなど、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行った。

2. 主な修正内容

(1) 原子力防災訓練結果の反映

- 外国人観光客に対し、多言語による情報伝達を行うなどの配慮に関する規定を追加（第 3 章第 5 節）

・ 道及び関係町村は、UPZ 内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかに UPZ 外へ移動するよう呼びかけるものとする。この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

- 避難等の指示における複合災害の例示として、暴風雪時を明示（第 3 章第 5 節）。

・ 地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

(2) 複合災害時における対応の明確化

- 国の防災基本計画の改正に鑑み、国から屋内退避の指示が出されている中で、人命最優先の観点から、関係町村独自の判断で自然災害に対する避難指示を行うことができる旨の規定を追加（第 3 章第 5 節）

・ 関係町村長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

(3) その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時活動レベル（EAL）の修正や、原子力規制庁組織細則の改正等に伴う規定の整備。